第18回高岡市農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和7年10月7日(火) 午後1時30分から2時03分
- 2 開催場所 高岡市役所 802 会議室
- 委員定数 19人 3
- 出席委員数(17人) 4

| 1番 | 篠原 | 誠一郎 | | 2番 | 山本 | 誠 |
|-----|----|-----|---|-----|----|-----|
| 3番 | 石黒 | 昇 | | 4番 | 杉山 | 逸郎 |
| 5番 | 荒木 | 正昭 | | 6番 | 寺嶋 | 哲 |
| 7番 | 石王 | 純子 | | 8番 | 山崎 | 明夫 |
| 10番 | 野原 | 弘美 | - | 12番 | 村上 | 伊千子 |
| 13番 | 山田 | 正 | - | 14番 | 川渕 | 順正 |
| 15番 | 常木 | 準 | - | 16番 | 矢後 | 暁二 |
| 17番 | 浦野 | 智稔 | - | 18番 | 福田 | 達夫 |
| 19番 | | 浩一 | | | | |

- 19番 北川 浩
- 5 欠席委員 9番 山田 元德 11番 向井 正弘
- 6 議事日程
 - 議案第33号 令和8年度高岡市農業施策等に関する意見書について
 - 議案第34号 農地の権利移動について [農地法第3条許可申請]
 - 議案第35号 農地転用について [農地法第4条許可申請]
 - 議案第36号 権利移動を伴う農地転用について [農地法第5条許可申請]
 - 報告第35号 市街化区域内の農地転用について [農地法第4条届出]
 - 報告第36号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について「農地法第5条

届出]

報告第37号 農地の賃貸借の合意解約について [農地法第18条通知]

農業委員会事務局職員

事務局長 須田 稔彦 堀 泰平 係長 主任 小林 唯

議事

議長 これより、第18回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は19名、現在の出席委員は17名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、5番 荒木委員、6番 寺嶋委員を指名します。

議長 それでは、これより、議案審議に入ります。議案第33号を議題とします。 内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第33号 令和8年度高岡市農業施策等に関する意見書についてご説明します。

意見書は、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し、農業委員会から高岡市に対し改善についての意見を申し立てるものです。

今回は令和8年度の高岡市の農業施策等に向けて、令和7年10月28日 (火)に会長及び会長職務代理者が高岡市長を訪問して直接意見書を提出する予定としております。

それでは、各内容について説明してまいります。資料については、別紙1の意見書(案)の見え消し修正版と新旧対照表をお配りしていますのでご覧ください。

項目は大きく7項目、①遊休農地の発生予防、解消対策の強化、②農地中間管理事業の推進、③農地対策の強化、④担い手・新規農業者への支援強化、⑤農業者の経営安定対策の充実、⑥鳥獣被害防止対策への支援強化、⑦6次産業化の推進について提示しております。

それでは、今回大きく修正、追加した部分について簡潔に説明いたします。 まず、冒頭文をご覧ください。2段落目の3行目「地域計画の策定」については、令和6年度までに策定済のため、今後の持続的な農業の発展に向けて「地域計画の実現とブラッシュアップ」に修正しました。

次に、3段落目ですが、『国においては、令和7年4月11日に食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、令和7年度からの初動の5年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、各種施策の見直しを行うこととしています。また、コメの生産量不足による米価高騰が生じたことを踏まえ、コメの増産方針など、農業政策を抜本的に見直すことを表明しています。』と、最近の農政を取り巻く情勢を新たに追加しましたが、「コメの増産方針など、」

の表現につきましては、現在、政府内でも様々な議論があり、方針が流動的 であることも踏まえ、削除させていただきたいと思います。

次に、項目ごとに説明します。今回、意見書(案)を作成するにあたり、 農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様方から意見を募集しましたと ころ、お手元に配布しました令和8年度高岡市農業施策等に関する意見とし ての提案事項に記載のとおり、複数の委員からご意見をいただきました。今 回、提案いただきましたこれらの内容につきましては、各項目の意見へと整 理するとともに、提案の趣旨を踏まえて意見書(案)に反映するよう修正し ております。なお、委員の皆様方からの具体的な施策や地域に関するご意見 に関しましては、担当課にお伝えさせていただきます。

それでは、まず、意見書(案)1ページ目の①遊休農地の発生予防、解消対策の強化です。こちらについては、内容は変更しておりません。なお、農地パトロールで再生利用が困難な状態の農地について報告いただいておりますので、農地を維持管理する取組に対する支援対象に関しては、「再生利用が困難と見込まれる農地を除いた市内全ての農地」と限定した表現に変えております。

次に、②農地中間管理事業の推進ですが、利用権設定等促進事業、いわゆる相対契約は、令和7年4月以降、農地中間管理事業に統合され、新規契約や更新契約ができなくなりました。こうした制度の変更が生じたことから、「農地利用の集積・集約化をさらに推進するため、利用権設定が農地中間管理事業に一本化された趣旨を踏まえ、担い手の誘致やマッチング、借受農地管理事業の活用を積極的に行うこと。」に表現を変えております。「また、書類作成の事務負担の軽減について国・県に働きかけること。」を提言しております。

次に、③農地対策の強化では、(1)農業農村整備事業予算の確保、(2) 多面的機能交付金支払事業の継続及び農地の保全支援については、引き続き 継続案件としております。

2ページ目の(3)自然災害等の対策については、内容は変更しておりませんが、令和5年7月には富山県内で初めて発生した線状降水帯による豪雨災害、また、令和6年能登半島地震の発災、さらに、令和7年8月にも大雨による災害が発生しており、自然災害が近年増加している現状を踏まえ、冒頭部分にて「頻発化・激甚化する自然災害」と強調しております。

(4) 用水の水量確保対策については、令和7年7月の県内は、まとまった雨が降らない日が続き、高岡市の月間降水量は、気象庁の統計によると、明治18年(1885年)からの観測史上最少となりました。こうした近年の「記録的な」猛暑によるコメの品質低下が憂慮される状況を踏まえ、用水下流域だけでなく「中山間地域」においても、必要となる水量が安定して確保できる支援や「渇水対策」を求める意見としております。

次に、④担い手・新規農業者への支援強化では、(1)担い手及び新規農業者支援の拡充において、次世代に向けた人材確保のため、専業はもとより、「副業も含めた多様な形態による」農業への参入を進めるよう提言しております。

(2) スマート農業の普及促進、(3) 農福連携の推進については、引き続き継続案件としております。

次に、3ページ目の⑤農業者の経営安定対策の充実では、(1)生産資材価格の高騰等に係る対策や支援において、持続可能な農業経営のためには、近年の生産資材価格の高騰や、最低賃金の引上げなどの人件費上昇等を考慮した「合理的な」価格形成を行うことが必要であり、「国民の理解醸成を図るとともに」、適正な価格形成の仕組みを国に構築するよう、引き続き県に対して強く働きかけることを求めるものであります。

(2)「産地交付金」の充実及び小規模農業者への支援については、継続案件ですが、市街化区域や中山間地域等の小規模な農業者も含め、多様な農業者の所得向上が図られ、農業を継続できるよう引き続き支援策を求めるものであります。

次に、⑥鳥獣被害防止対策への支援強化については、継続案件ですが、「近年、クマによる人身被害が全国的に多発している」ことから、改正鳥獣保護管理法に基づき、令和7年9月から農地や河川敷など、人の日常生活圏においてクマ、イノシシが出没した際に、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が施行されることになりました。クマ等による人の生命または身体に対する危害を防止するための措置を講ずる緊急性がある一方で、発砲によって住民に危害を及ぼすことのないよう、対応マニュアルの作成や、必要な人員及び関係者の協力体制の確保、実地訓練等の実施など、事前の準備が必須な業務となります。こうした制度の創設を踏まえ、新たに「緊急銃猟制度の安全かつ円滑な実施体制の整備」を追加しております。

最後に、4ページ目の⑦6次産業化の推進については、継続案件としており、引き続き地域の農業発展のための生産、流通、販売ルートの確保に加え、一般企業等が農業部門に参入するよう促すなど、6次産業化を推進するよう求めております。

以上、当該意見書(案)の承認につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、会長との打合せや、担当課との調整により、表現が多少変更する場合がありますが、併せてご了承いただければと思います。また、農業委員会の全体意見にする場合は、この場でご提案いただき、ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議はありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

[举手]

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議長次に、議案第34号を議題とします。 内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第34号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で5件、面積にして6,716.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

受人の経営面積が 1,000 ㎡未満の申請番号 3 及び 4 につきましては、受人から提出された営農計画書を地区担当委員の方にご確認いただいております。

申請番号3につきましては、受人の自宅に隣接する農地を取得するものです。

申請番号4につきましては、資料No.1をご覧ください。表1に記載してありますとおり、対象農地は受人である①、渡人である②及び③、今回の申請には出てこない④及び⑤の計5名が所有者となっている共有名義の土地です。今回は渡人2名分の持分を受人へ集約するものです。

通常、共有者が複数人の農地の場合は、同じ農地ですべて効率的に耕作する要件を満たさないため、所有権移転後に共有名義の農地になる申請は受け付けておりません。しかし、今回の申請は所有権移転後に受人が持分の過半を取得し、他の共有者の同意を得なくても、対象農地の使用について単独で決定権を持つことになるため、受人が対象農地で効率的に耕作できる要件を満たします。また、今回の申請は、渡人の共有持分を受人へ移すものであり、土地の性質に変更を加えるなど、所有者④及び⑤の権利に影響を与える内容ではございません。これらのことから持分の所有権移転が可能であると判断したものです。

以上5件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これらの案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、これらの案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手]

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第35号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第35号 農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で1件、面積にして34.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請事由は農家住宅敷地です。車庫及びブロック塀が隣接する農地にかかっていることが判明したため、是正を行うものです。

以上1件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議長 次に、議案第36号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第36号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で2件、面積にして3,608.00 ㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号1は、農業用倉庫を建築し、周辺を農業用車両等の駐車場とするものです。なお、転用面積が3,000 m²を超えるため、常設審議会案件となります。

以上2件につきましては、地区担当委員の方にも現地調査を実施していただいております。また、許可要件を満たしていると考えるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これらの案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、これらの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

[举手]

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、番号1の転用面積が3,000 m²を超える案件については、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります。

議長 次に、報告第35号から第37号について、一括して報告いたします。 内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第35号 市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で2件、面積にして1,499.00 ㎡となっております。申請 内容については、次ページをご覧ください。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第36号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用につ

いてであります。

今回は申請件数で8件、面積にして4,702.64 ㎡となっております。申請 内容については、次ページをご覧ください。

同一案件は、申請番号6から8で、資材置場兼駐車場です。

これらの案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第37号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で3件、面積にして5,613.00 m²となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 これらの案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。 本日の議案審議は終了いたしました。

議長 以上をもちまして、第18回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和7年10月7日

議事録署名

議事録署名